広島県人権啓発推進プラン
（第６次）

令和８(2026)年 10 月

広　島　県

目　次

本編

第１章　はじめに. **1**

１　策定の趣旨. 1

２　プランの位置づけ. 1

３　プランの計画期間. 1

第２章　目指す姿と基本的な考え方. **2**

１　目指す姿（５年後の人権啓発の姿）. 2

２　基本的な考え方. 3

（１）　人権に関する基本的な知識の習得. 3

（２）　権利の享有主体であることの認識を得ることのできる人権啓発. 3

第３章　各人権課題に対する取組. **4**

１　女性 4

２　子供. 8

３　高齢者. 11

４　障害者 14

５　同和問題（部落差別）. 17

６　外国人. 19

７　性的マイノリティの人々 21

８　感染症患者等. 23

９　刑を終えて出所した人. 26

10　犯罪被害者及びその家族等 28

11　インターネット上の人権侵害. 30

12　国及び他団体と協力していく分野. 32

ア　北朝鮮当局によって拉致された被害者等. 32

イ　アイヌの人々. 33

第４章　総合的かつ効果的な啓発の実施. **35**

１　総合的かつ効果的な啓発. 35

（１）　人権課題全般の周知. 35

（２）　情報の共有と活用. 35

（３）　多様な手法による啓発の実施. 35

２　人材育成. 36

（１）　人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等. 36

３　プランの推進体制. 36

（１）　関係機関との連携. 36

（２）　フォローアップ及び見直し. 36

資料編

１　用語解説 37
２　関係法令 42
３　参考資料 45
（１）　世界人権宣言 45
（２）　日本国憲法（抄） 50
（３）　人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 54
（４）　人権教育・啓発に関する基本計画（第二次） 56
（５）　広島県人権教育・啓発指針 101
（６）　広島県人権教育推進プラン 105
４　人権関係年表 107

凡例

本文中の「関連する県計画」はプラン策定時の直近のものを掲載しています。